評

佐藤雄基 著

日 本中 世初期の文書と訴訟

山 ΪŲ 出版社、 二〇一二年)

第四

章

権門裁判における

「裁許状」

0 機能

去文と

の流れ

院政期の挙状と権門裁判

院政期訴訟と文書機

能論

権門

裁

権門の口入と文書

朝比奈 新

小括 安堵状

第三部 第六章 第五章 院政期訴訟から鎌倉幕府訴訟 鎌倉幕府の起請文と裁許 勘状と裁許 鎌倉幕府裁許状の歴史的 神仏と理非 裁許 この位相 位置

第三部 小括

終章 まとめと展望

なり社会像について考え直すことを志す。最初に、 課題を設定した。 る研究方法を用い、 読み取る傾向にあった。そこで、様式論的機能論とは異な との連関に注目する様式論的機能論から、訴訟制度の姿を であると指摘する。従来の法制史的な研究は、様式と機能 た古文書学をめぐる諸研究を、体系化していくことが可能 文書機能論を「定点」とすることで「定点」と総合を失っ 序章では、本書の課題と視点を取り上げている。まず、 ①文書の機能論的研究という手法を用い 様式と機能のズレに注目して、 三つの 国家像

本書の課題と視点

文集である。

まず、

各章の内容について簡単に紹介してお

本書は、

二〇一一年に東京大学へ提出した博士論文「日

既発表の諸論文に一部新稿を加えた形で、再構成された論 本中世初期の文書機能と訴訟の研究」が基礎となっている。

牒と御教書 文書機能論と文書史 文書の機能論的系譜 古代文書から中世文書

史苑 (第七四巻第一号)

院庁下文と国司庁宣

第一部

小括

第二

様式は る。 書様式をとる文書は牒を基本としながらも、 5 本法制史の見直しを行う。 格を論ずる。③武家法・幕府法を中心に構想されてきた 通じて、 解決とを、 造と特質を解明する。 用する人の動きに注目する。 を反映した形で、 いた古代・中世の移行期の研究を、 このように本書では、 た従来の鎌倉幕府研究を、 って、鎌倉幕府の位置づけを再検討することを課題とする。 中世文書への 世紀以降の奉書・御教書と同 著の認識の淵源になったと考える。 同時代の認識を考える際には、その様式論的定義より 定しなかった。 章では、 「三位以上」という基準を設けられ、 権門裁判を中心として中世の裁許者 た用 連関させる視点を持つ。そして、 様式 という呼称に注目すべきポイントがあると と機 例も存在する。 牒と御教書との系譜的関係を探り、古代 展開を論じた。 奉書様式ではなくとも 能 延暦二三年の格により、 文書機能論・訴訟研究の観点に基づ ②上位権力の裁判と当 のズレ 院政期を中心として論ずる。 武家法発達史に偏りがちであ に特徴が そして、 つまるところ、 八・九世紀に じ機能を担っていた。 三部構成で展開する。 きある中 訴訟と紛争解決 一方、 「御教書」「院宣 事者 奈良期には の当事者的 文書機能論 世文書を、 おける牒は、 文書 文書 世の 家牒の文書 蕳 の機能 を奉書 0 0 紛 0 奉 そ 様 0 \exists 性 争 構 利

> 中世文書の文書体系の始まりを九世紀に求めた そ九世紀後半である。 指 にかけて、 しか遡らない。このことから、九世紀末から一〇世紀前半 の告書の初見は 摘 がする。 牒から御教書へ転換したと推測する。 古代文書 九世紀中葉、 0 個人の牒は、 方、 御教書も一〇世 院宮王臣家の下達文書と 残存史料 この下限 紀中葉にまで が およ

さら 係に発給される院庁下文である。 る形式の院庁下文である。 が実際の公験として残される。 るようになる。 院政期には、 映している。 が国衙を組み込んで、 書である院庁牒の機能を引き継いでいる。 官人宛の院庁下文は、一〇世紀の国衙宛 するために国司庁宣が発給されるというものである。 院権力の初段階を検討している。 を中心にした院庁下文の機能を、 の関与は、 0 第二章では、一一~一二世紀に k 公験として認められたことで、 国司庁宣の安堵状としての院庁下文」が求められ 訴訟当事者から院宣による国司庁宣を獲得後 B型は、 鳥羽院政期には明確に院宣を用いる。 保元新制において前代の院庁下文が荘 立荘など諸国支配を勧めたことを反 国司庁宣の施行を在庁官人等に命ず 院権力による国司庁宣発給過程 C型は、 後白河院政 三類型に分けることで、 おける国司庁宣との関係 A型は、院庁下文を施行 国司庁宣 国司庁宣とは無関 「家牒」 院政期の院権力 が期には より院庁 系譜 後白 下文 の文 河

有

もの 庁官人宛の院庁下文に注目すると、 進退権が成立したことで、発給されなくなる。そし る院庁下文が発給されるが、 わって果たすようになる。 わる機能を果たしていたと指摘する。 0 が保元の乱 裁 定 など国 後 |土高権 登場し、ともに院 に関わる機 内乱期、 鎌倉幕府権 能を、 武士 В 権力の諸国 型、C型の手続きの 方の 狼藉 太政官裁判に の停 諸 玉 止を命 国 |支配に関 て、 衙在 在 庁 ず 代

は、 れる。 末期~後白河院 を媒介に、下からの た存在である。 を通して実態に迫った。 観点から、 いような問題でも、 か しろ激化 第三章では、 所の ら在地 権門につらなって都鄙間を結び、 中・下貴族である預所クラスである。 「本所の挙状」は選択的に求められた。 実際に在地の それは本願起請 御起請 訴人以外の発給文書である挙状の機能論 0 していった。 寄沙汰を自制 政期には権門 実際の仲介者・口入人である「預所の挙状 院政期の権門裁判について、 」を預所や大衆が奉ずるというかたちで、 要請に応じて、 訴状を受けて、 沙汰を寄せられた権門の挙状 のか 院政期には、 そのため たちをとって行われた。 抑 0 制す П 入により、 本所の権威を仰ぐかた る成文法 まず挙状を発給するの 預所など中間 在地 本所裁判権を有さな の 彼等は階層的 相論 制 在 訴訟当事者 鳥羽院政期 定 地 心の紛争が が発給 的 0 こうし 動きが になクラ 的分析 \Box 入 0

が、

な本 鳥羽 たと論 所 院 法の 政期 中か • てい 後 5 白 河院 る 鎌 倉 幕 政期に本所 府法 に結実する高度な訴訟 法は 生 成する。 このよう 法が 生

決に すれ いる。 安堵状としての 事者的性格をもって、 能を果たしてい 威を主張する上位権力から、 する去文としての機能を持つ裁許状がある。 がわかる。 ズレに注目すると、 見して裁許状にみえる様式の文書であっても、 いた文書も、 第四章では 判 本所・ 当事者間交渉において重要な切り札となってい みられる当事者的性格に注目することで明らか て機能する。 権門の判断を示す 紛争解決におい 去文として理解できる。 とは、 世紀の政所下文と同様 本主 まず、本所 様式上は、 た。 自 機能を持つ「裁許状」もあった。すなわち「権 権門裁判における裁許状 (権門) 身の 政所下文成 権門・ 本所・ 裁許者として引き込まれ て、 権益の擁護ないし放棄として把握で • 裁許状 本主 が自分の 裁許状として理解され 権門は第三者などではなく、 去文・安堵状の機能を果たし 本所の裁許は、 公以前 去文としての下文を得ること (権門) は、 このような様式と機 関係者の権利を保護する 去文や安堵状とし 0 が論人の権益を放棄 去文あるいは安堵状 一世 の機 第三者ではなく 紀 相論相 能 の告 てい 機能に注 てきた。 を ての 手の権 たこと にし た。 紛争解 書もま Ī 0

た、

き、

両当 裁許状は姿を消 ような状況下、 院政期の記録所勘状もまた、訴訟当事者に見せられ、 断というより、 判断を示す文書という、 するものであったが、 を検討することで、 当事者的な性格をもつからこそ、 鎌倉幕府裁許状が成立した。 ていた。 状をモデルとした問注所勘 者による介入が続き、 合意形成に利用されていた。裁許と理非判断とが相互に自 いう点では、 している。 を果たし、紛争解決において有効に機能すると結論付け 一しつつあった。だが鎌倉前期には審理段階での 第五章では、院政期以来の明法勘文・記録 事者の主 訴訟当事者による合意形成・紛争解決に組み込まれ 状の作成・利用に当事者の関与する余地はなくな しかし 明法勘文は、 裁許状の機能に似ている。 一張を踏まえた理非判断に関わる文書として、 鎌倉前期の幕府でも、 に機能していた。 むしろ安堵状に近い性格すらもつ。 嘉禄元年の評定衆設置後は勘状引用型 鎌倉幕府裁許状の成立過 勘状の機能を文面 しばしば混乱を引き起こした。 当事者によって保管・利用されると 本来の性格が顕著であり、 訴訟当事者に客観的 状が、 勘状と裁許状は事実 去文・ 当事者主義的に 裁許状の方は上位権力の 品に吸収 公家政権の 裁許 安堵 した典型的 状と比較する な判断を供給 程を明らか 状という機 記録所 状の 利 上一体化 訴訟当事 用され 理非判 この 機 方 た な に 能 能

れた。 した。 料上 と衡平感覚を、 との結節点に位置する預所レヴェルでの利用であった。 た。 指摘する を忌避する公家法や庁例 本格的に始まった。 よって 請之詞」を、付した請文の提出が定式化する。それらも史 文に代わり、証人や使節が証言に偽りがないことを誓う「起 があった。一二五〇年代以降になると、 起請文を組み込んでいた。そこには、 を利用していく。 倉幕府は、 デルとして、 峨院政期の公家訴訟に及ぶと、 第六章では、 こうし 「起請文」として表現されていた。 しかし、 院政期に萌芽的なものを見いだせる。 院政期の起請文利用は 院政期から鎌 鎌倉後期には、 た幕 院政期の本所法から多くを継承する形で起請文 公家訴訟が整備され 府 無視しえない執権政治期の幕府訴訟 本所裁判自体にではなく、 鎌倉幕府訴訟 の訴 一二三〇年代には、 但し、 郷倉期へ 訟改革の 公家政権における起 0 独自の 使庁では 0 で利用された起請文の機能を 影 本所法の世界におい 展開に、 鎌倉中・ 法理は、 響が、 てい 相論の 当事者間 . つ 南 後期 参籠起請と証 訴訟当事者の 北朝期まで起請文 たと論じて 九条道家期 定 残ってい 荘園領主と在地 清 幕府の影 の見通 %には幕 立証手続きに 受の 0 個 ・ったと 別事情 て生ま しを示 一府をモ 利 0 起請

終章では、

まとめと展望を示された。

①古代文書から中

降は幕府の影響が公家政権に及んでいたことを指摘する。 は異なる独自の裁許の論理を生み出した。 所としての性格 置については、 当事者的性格》であったと指摘する。③鎌倉幕府訴訟の位 としての立場で裁許を行う様相を捉えて、《裁許者自身の 権門自身の権利放棄 判が原型となり本所裁判が確立する。 世紀後半以降は荘園制の安定化に伴って、 と裁許とが分化し、 裁許と施行ないし当事者間交渉、あるいは理非判断 権門裁判については、 在地に対しては、告書から下文へと変化したと述べる。 見出され の文書として機能していた。このように権門自らが様々な 入や寄沙汰を禁ずる本所法が「起請」によって定立され **、縁》によって訴訟に引きずり出され、** ていた政所下文は、 幕府法は、 によって作用する権門裁判を制限する動きが起こっ の展開 国衙 一一世紀には新たな変化が起こる。 院政期の公家法の影響を受けつつも、 から本所法の影響をうけたため、 に対しては牒から御教書、 は、 二世紀中葉以降、 九世紀 独自の動きを示すように (去文)・権利擁護 実際には国郡 淵源が九世紀に遡り、 後半~一〇世紀に最 本所の法圏をこえた口 への働きかけ 院政期 (安堵 院政期の権門裁 方当事者の主人 郡司刀禰以 逆に鎌 の権門が発給 なった。 院政期には、 状 権門が用 初 公家法と の転換 倉中期以 (挙状)、 (勘状) のため 下 本 \mathcal{O} が

> 今後の課題として提示した。 較史と、鎌倉後期や中世後期までを視野に入れた研究を、最後に。東南アジアをはじめとする非西欧諸社会との比

Ξ

点である。 下文や家牒・ 異なる様式の文書同士に共通する機能という観点や、 文書学の方法の問題点を指摘した上で、 能論で捉える手法を提示したことがあげられる。 以上の内容を踏まえて、 時期的 従来の様式論・様式論的機能論に対して、 変化を明らかにされたことは、 院宣などの関連性に注目し、 本書の成果を述べるとする。 牒と御教書とい 高く評価すべ 文書の様式と機 文書を 様式論古 5 機

解決におい 指摘する。 利保護を目的とする「安堵状」として機能していたことを 政所下文は、 る役割を果たしていたことを、 めに応じることであった。 院政期の紛争解決における権門裁判の役割は、 訟当事者である《下から》の視点を重視された点である。 第二に、 在地社会側からみることにより、 裁判を捉える際、 紛争当事者の権利を破棄する「去文」や、 上位権力が裁判で果たしてい そして、 《上から》 明らか 関係機関に口利きをす にし の視点よりも ている。 院政期 た機能を、 当事者の求 また、

える見通しがつけられたことは重要である。

よる裁許が、公家法とは異なるようになったのは、 であることを指摘する。 の本所法からの影響であった、 第三としては 裁判における勘文と起請文については、 院政 鎌倉幕府訴訟との関連において、 朔 の社会から注 武家発達史に偏りがちであ 理非と起請を中心とする武家法 目 という指摘は重要であると 捉え直した点があ 発達 つた鎌 院政期以 した文書 院政 倉幕 げ 期 来 b 府

なってくると考える。 う棲み分けがあった。 域認識のズレが生じていた可能性があるのではないだろう 在地社会における紛争の原因について、 在地と本所・権 影響を及ぼしてい ていたの が望まれる論点を記 上のような重要な成果を確認 野利用 在地で生活する人々と、 か。 一つとっても、 門との間では、 紛争の たのか、 それ また、 凉 が、 因 て 伐木や、田畠開発によっても、 気になる点では 領主は立木、 の一つに おきたい。 在 利害関係の生じる領域は異 本所・ 地における しつつも、 山 一点目は、著者は、 如何 権門との 野の開発があげら 在地は下草とい 《縁》 なる位相を想 今後の議論 間に、 0)選定 0

如何に荘園制の問題とリンクさせて捉えていくのか。中世二点目は、中世を通して、本所・権門裁判の位置付けを、

成果を踏まえた上で、 荘 口になると思わ いくことで、荘園制ならびに本所・ VI はみられない。 11 鎌倉末・ 荘 くのかが重要になってくる。 くという理 遠 園制が再編成されていく、 制 社 会 南北朝期に再編成され、 は、一一 解 今後、 れ が る 知 世紀後半から一二世紀にかけて成立 られ それを如何 著者の本所 ている。 鎌倉末期以降についての言及 中 世全体を通して考察して 1に中世後期社会に繋げて ・権門裁判に関する研究 しか 権門 五世紀末から解体して ï の存在を考える糸 本書に、 おいて、

門は は、 ともに、 Λ, 国寺常徳院 行人へ働きかけ 身分としての縁を頼り、 になってもらう寄沙汰をおこなっ は大浦との i て、 中 機能し 期 もう一つの領主山門檀那 複数の縁を頼っていることが確認される。 -世後期の権門裁判の事例で考えてみると、 在地は 訴訟先は、 てい 海相 地 自力救済の論理により、 の縁を頼 での紛争解決 た。 たことを表してい 様々な権門との縁を活用 論において、 領主日野裏松家である。 っている。 方、 内蔵寮頭の山科家を通じ、 の際 大浦側も将軍の小姓であ 領主 院に合力を頼み、 紛争解決にお 0 た。 る 訴 訟の 領民関係だけに 分的 また、 紛争が頻 ため する。これ 物的損失を最 ける訴 しかし 内 菅浦 近 発する中世 .藏寮供御人 代理訴訟人 江 訟に 幕府奉 0 .国菅浦 所 た相

がの機能を、中世後期に対応させて分析を加えるべきであ者が、本書の中で提示した《下からの視点》による権門裁裁判を位置付けることは重要である。このことからも、著争解決のための秩序を形成していた中世社会の中で、権門政権の規制を受け入れることとなる。このような独自の紛政権の規制を受け入れることとなる。このような独自の紛政権の規制を受け入れることとなる。このような独自の紛い機能を、中世後期に抑えるための秩序が形成されていた。それが中世後期限に抑えるための秩序が形成されていた。それが中世後期限に抑えるための秩序が形成されていた。それが中世後期限に抑えるための秩序が形成されていた。

註

基づく史学史研究の試み―」(『歴史評論』七三二、二〇一一(1)佐藤雄基「朝河貫一と比較封建制論 序説―個人資料に

(本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程年)。

四

以上、評者の力量不足から、著者の意図とは全く異なる形の指摘に終始したことを、深くお詫びする。本書の内る形の指摘に終始したことを、深くお詫びする。本書の内をおのと考える。著者は、本書刊行と並行して、イェーたすものと考える。著者は、本書刊行と並行して、イェーた学図書館所蔵朝河貫一文書などの資料を用いて、朝河関一の再検討を中心に、史学史の分野で大きな成果を上げている。今後、日本中世史研究にとどまらず、古文書学・とを期待したい。

史苑(第七四巻第一号) 定価五○○○円(税別))